

金沢市住宅支援制度

金沢 住まいの ススメ

令和7(2025)年度版

表紙写真は金沢市オープンデータから提供



戸建て住宅の新築・購入支援

p.1~6

まちづくり支援情報システム活用法

p.7~8

まちなかの認定マンション購入支援

p.9

空き家・空き住戸の活用支援

p.10

まちなかの空き地活用

p.11

その他の住宅支援制度(バリアフリー工事など)

p.12~15

制度の詳細や申請書類はこちら

金沢市 住宅総合ホームページ

検索



要綱・申請書類ダウンロード

子育て世帯、移住者への支援が充実した制度です

・各制度とも、確認申請の前に奨励金の計画認定申請を行い、認定通知を受けてください。

まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金／地区計画区域等住宅取得奨励金

将来的にコンパクトなまちづくりを目指し、奨励金交付対象区域(P3~5)において自らが居住する戸建て住宅を、住宅ローンにて新築(又は購入)する場合には、支援します。

対象区域	<ul style="list-style-type: none"> ① まちなか (都心=近代的都市景観創出区域を除く) ② 居住誘導区域 (都心=近代的都市景観創出区域を除く) ③ 地区計画区域・まちづくり協定区域(→P5参照) 										
対象者	<p>①下記ア、イいずれかに該当する方 ア…対象区域に自ら住宅を新築(又は購入)する移住者 イ…現住所(※1)から、より人口を維持すべきエリアに自ら住宅を新築(又は購入)する市内在住者 ※1 3か月以上居住する直近の住所地</p> <p>【転居パターン】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">現住所(※1)</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">建築場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">まちなか</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">→ 特例のみ まちなか 特例に該当の場合のみ(下記参照)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">居住誘導区域</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">→ 特例のみ まちなか 居住誘導区域 特例に該当の場合のみ(下記参照)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">地区計画区域・まちづくり協定区域</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">→ まちなか 居住誘導区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">奨励金交付対象区域外(※2)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">→ まちなか 居住誘導区域 地区計画区域・まちづくり協定区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 奨励金交付対象区域外 とは まちなか、居住誘導区域、地区計画区域・まちづくり協定区域 以外の区域</p> <p>②新築(又は購入)にあたり、返済期間10年以上の借入金があること ③入居後、町会に加入すること</p>	現住所(※1)	建築場所	まちなか	→ 特例のみ まちなか 特例に該当の場合のみ(下記参照)	居住誘導区域	→ 特例のみ まちなか 居住誘導区域 特例に該当の場合のみ(下記参照)	地区計画区域・まちづくり協定区域	→ まちなか 居住誘導区域	奨励金交付対象区域外(※2)	→ まちなか 居住誘導区域 地区計画区域・まちづくり協定区域
現住所(※1)	建築場所										
まちなか	→ 特例のみ まちなか 特例に該当の場合のみ(下記参照)										
居住誘導区域	→ 特例のみ まちなか 居住誘導区域 特例に該当の場合のみ(下記参照)										
地区計画区域・まちづくり協定区域	→ まちなか 居住誘導区域										
奨励金交付対象区域外(※2)	→ まちなか 居住誘導区域 地区計画区域・まちづくり協定区域										

【奨励金対象となる転居のイメージ】



よりまちの中心部に近いエリアに住宅を新築する方を支援します。



下記いずれかに該当する場合は支援対象となります。
 ・子育て世帯
 ・同居
 ・近居
 ・同一地での建替



住宅の条件・奨励金額

【住宅の条件】エリアによって異なります

区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域・まちづくり協定区域
敷地面積			地区計画等の規定による (規定が無い場合150m ² 以上)
延床面積	75m ² 以上280m ² 以下 かつ1/2以上が自己居住用		1/2以上が自己居住用かつ その部分が100m ² 以上280m ² 以下
屋根	瓦屋根 (眺望景観条例等で指定する区域では軒の出のある黒瓦 P.3参照)	瓦屋根(眺望景観条例等で指定する 区域では軒の出のある黒瓦 P.3参照)	地区計画等の規定に 適合するもの
外壁開口部	伝統的な意匠(景観関連条例に適合するもの)	一部指定地区では 景観関連条例に適合するもの	
バリアフリー	・住宅性能評価であれば「高齢者等への配慮」等級2以上 ・長期優良住宅であれば階段、便所、浴室、玄関に手すり (握ることの出来る形状)		
共通	・住宅の品質確保の促進等に関する法律による設計住宅性能評価書および建設住宅性能評価書の交付、 又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること	・敷地の緑被率30%以上(→下部参照)	

*延床面積は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第115条の規定により定められた各階ごとの面積の和とする

*屋根の一部を瓦に代えて太陽光設備を設置する場合は、全体の屋根面積の1/2以下とすること

【奨励金額】下表の率を、右記のいずれか低額な方に乘じます {・住宅の新築又は購入にかかる借入金額(土地等の取得費除く) ・住宅の工事請負額又は購入額(土地等の取得費除く)} (カッコ内限度額)

区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域・まちづくり協定区域
基本額	5% (100万円)	2.5% (50万円)	0.5% (10万円)
加算額	子育て世帯 2.5% (50万円) 移住者 2.5% (50万円) 45歳未満 2.5% (50万円) 和室 0.5% (10万円) ※加算額の上限 5% (100万円)	子育て世帯 2.5% (50万円) 移住者 2.5% (50万円) ※加算額の上限 2.5% (50万円)	子育て世帯 1.5% (30万円) 移住者 1.5% (30万円) ※加算額の上限 2% (40万円)
上限額	200万円	100万円	50万円

・居住誘導区域と、地区計画区域・まちづくり協定区域は、一部重なります。
その場合、奨励金額は居住誘導区域の額が適用されます。(ただし両方の規定に適合すること)

支援の特例・加算対象の基準

子育て世帯	18歳未満の子がいる世帯
移住者	①、②全てに該当する者 ① 金沢市内に住民票を異動して3年を経過しない者、又は異動する予定である者 ② 金沢市内に住民票を異動する前に、市外に3年以上居住していた者
45歳未満	申請者が45歳未満である場合
和室	畳敷きが4畳半以上の、塗り壁および建具で仕切られた部屋
同居	親世帯・子又は孫世帯それぞれに専用居室が必要
近居	親世帯と子又は孫世帯が直線距離300m以内に居住する場合

緑被率(各支援制度共通の基準)

緑地	基 準	緑地面積
樹木	樹高3m以上(将来成長して4m以上になる)のもの	25m ² /本
	樹高1m以上3m未満のもの	15m ² /本
	樹高1m未満のもの	1m ² /本
生垣	高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	延長1m当たり1m ²

●緑地面積

(敷地面積200m²の場合)

高木1本 1本×25m²=25m²

中木2本 2本×15m²=30m²

生垣6m 延長6m×1m²=6m²

【計算例】

●緑被率

$$\text{緑被率} = \frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

$$= \frac{61}{200} \times 100\%$$

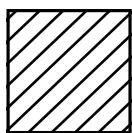
$$\text{計 } 61m^2$$

$$= 30.5\%$$

まちなか区域図

【新築支援対象】 まちなか

【新築支援対象外】 都心(近代的都市景観創出区域)

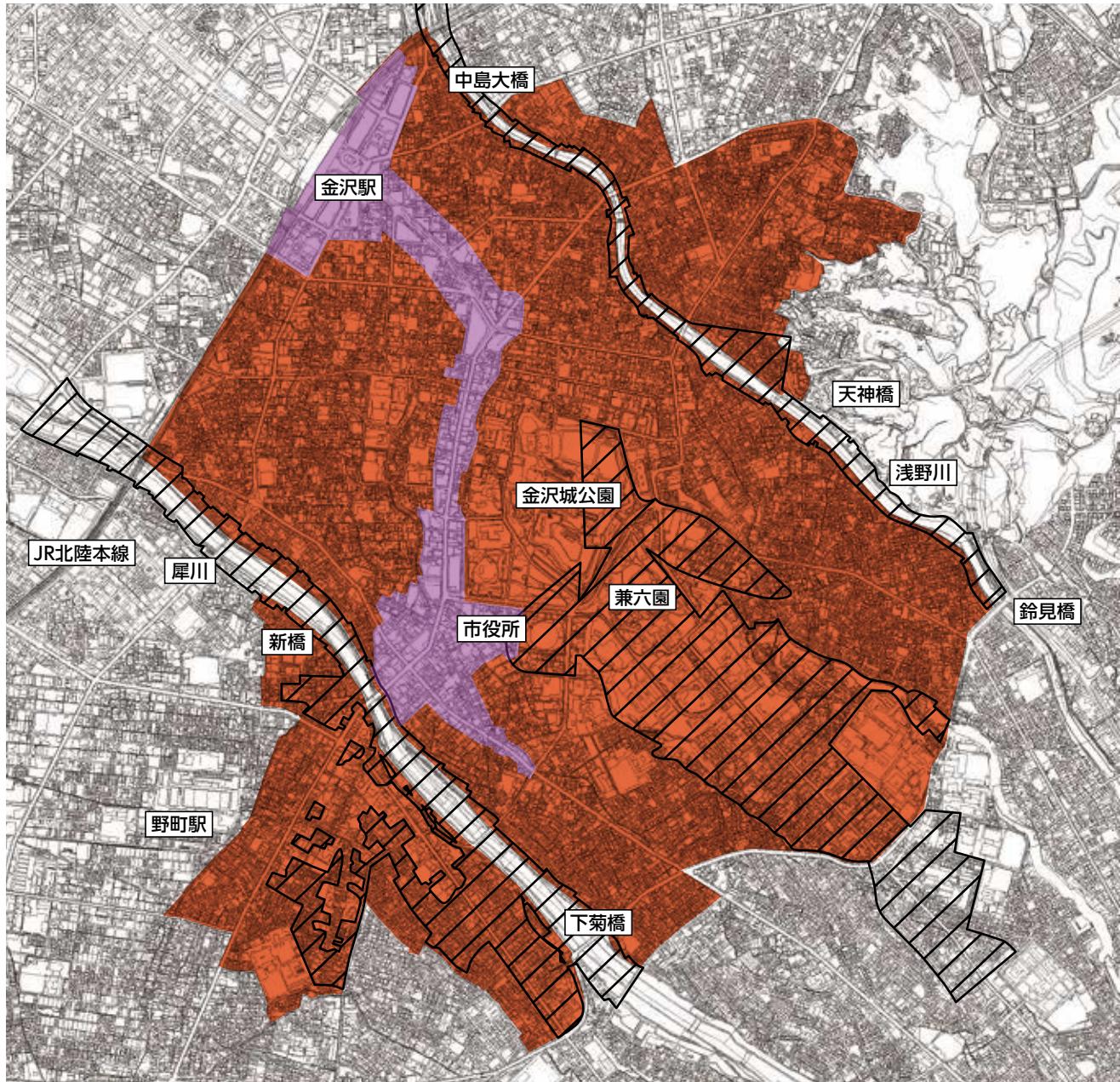


太線内:軒の出のある黒瓦ぶきの勾配屋根



- 寺社風景保全区域
- 川筋景観保全区域
- 眺望景観形成区域(近景に限る)

対象エリア(まちなか)



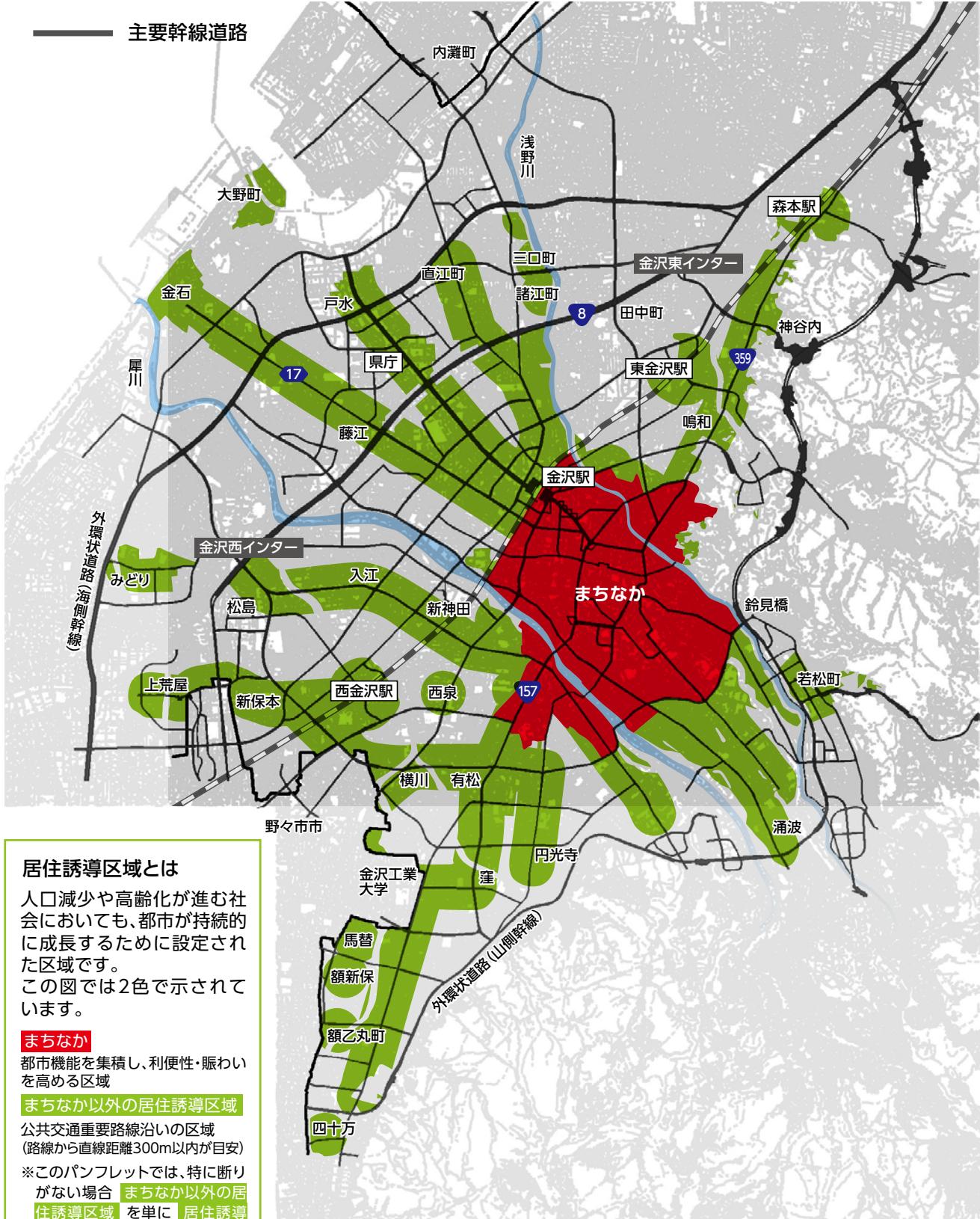
「金沢市まちづくり支援情報システム」をご利用ください!
現住所や新築計画地がどのエリアか調べることができます
(P.7からP.8に操作方法)

居住誘導区域図

まちなか

まちなか以外

—— 主要幹線道路



居住誘導区域とは

人口減少や高齢化が進む社会においても、都市が持続的に成長するために設定された区域です。

この図では2色で示されています。

まちなか

都市機能を集積し、利便性・賑わいを高める区域

まちなか以外の居住誘導区域

公共交通重要路線沿いの区域
(路線から直線距離300m以内が目安)

※このパンフレットでは、特に断り
ない限り、日本語と英語

がない場合 まちなか以外の居住誘導区域 を単に 居住誘導区域 と表記します

対象エリア（居住誘導区域）

地区計画区域等住宅取得奨励金 対象区域 地区計画区域等一覧

これらの地区は、**居住誘導区域** と重なる区域が一部あります。
・奨励金を受ける場合、両方の規定に適合する必要があります。

2025年6月1日現在

地区計画 (都市計画法に基づき定められた、まちづくりに関するルールです)

都市計画課:
TEL.076-220-2353

対象エリア (地区計画区域等)

No.	地区名	No.	地区名	No.	地区名
1	金沢西部地区金沢駅港線	21	横川3丁目地区	41	笠舞本町2丁目地区
2	泉野町3丁目地区	22	松村第二地区	42	パークサイド四十万地区
3	若松・鈴見地区	23	大桑第三地区	43	イータウンかなざわ地区
4	金沢西部西地区	24	野田地区	44	ガーデンシティ小坂地区
5	直江地区	25	三池高柳地区	45	大河端地区
6	瑞樹団地地区	26	中屋地区	46	副都心北部直江地区
7	上安原第一地区	27	三口第二地区	47	副都心北部大友地区
8	上荒屋東部地区	28	ウッドパーク玉鉢地区	48	松村フレッシュタウン地区
9	金沢西部東地区	29	アーバンガーデン泉本町地区	49	米泉町10丁目地区
10	鞍月地区金沢駅港線	30	木曳野地区	50	福久町地区
11	鞍月東地区	31	戸板第二地区	51	旧戸板小学校地区
12	鞍月西地区	32	笠舞2丁目地区	52	ウッドパーク新保本・八日市地区
13	太陽が丘西部地区	33	無量寺第二地区	53	南新保地区
14	安原中央地区	34	塚崎南地区	54	近岡町地区
15	福久町東部地区	35	東金沢イースト地区	55	東金沢ゆいの里地区
16	南森本・塚崎地区	36	ウッドパーク小立野地区	56	サンシャイン金沢・安原地区
17	田上第五地区	37	サンシャイン鳴和地区	57	花園ハ幡町地区
18	田上本町地区	38	太陽が丘東部地区	58	湖陽団地地区
19	金沢西部第二地区	39	サンシャイン千木地区	59	末町地区
20	八日市出町地区	40	ウッドパーク上荒屋地区		

まちづくり協定

都市計画課: TEL.076-220-2353

(まちづくり条例に基づき定められた、建築や土地利用に関するルールです)

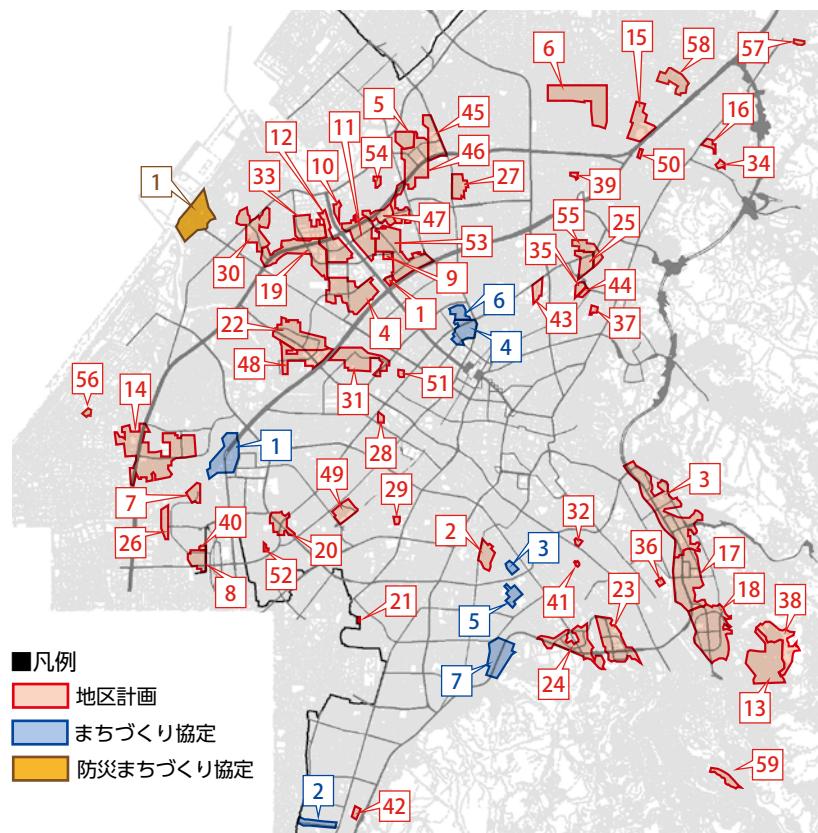
No.	地区名
1	神野町地区
2	四十万地区
3	泉野町1丁目泉工会地区
4	北安江地区
5	緑が丘地区
6	北安江下丁地区
7	長坂台町会地区

防災まちづくり協定

市街地再生課: TEL.076-220-2676

(防災まちづくり条例に基づき定められた、防災計画に関するルールです)

No.	地区名
1	金石西地区



まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金 手続きについて

●必ず建築確認申請前に、計画認定を受けてください。●交付申請期限にご注意ください。

手続きの流れ

注文住宅の場合

●交付申請期限：認定から1年以内

ただし、認定から1年以内であっても、入居（住民票異動）から6か月を越える場合は対象外



申請者

- ・景観規制地区の場合…景観条例届出
- ・地区計画、まちづくり協定地区の場合…地区計画届出
- ・**計画認定申請** 住宅取得計画
- ・建築確認申請
下記のいずれか
- ・長期優良住宅認定申請
- ・設計住宅性能評価申請（工事着手前）
+
建設住宅性能評価申請
- ・**交付申請**

金沢市・民間確認機関

- ・景観適合通知
- ・地区計画届出了承通知
- ・計画認定通知
- ・建築確認通知
- ・長期優良住宅認定
又は設計住宅性能評価
+
建設住宅性能評価
- ・建築確認検査
- ・奨励金交付

建売住宅の場合



申請者

- ・景観規制地区の場合…景観条例届出
- ・地区計画、まちづくり協定地区の場合…地区計画届出
- ・**計画認定申請** 住宅取得計画
- ・建築確認申請
下記のいずれか
- ・長期優良住宅認定申請
- ・設計住宅性能評価申請（工事着手前）
+
建設住宅性能評価申請
- ・**工事完了届**
(認定後1年以内)
- ・売買契約締結
(完了*から1年以内)
- ・**交付申請**
(認定から2年以内かつ入居（住民票異動）後6か月以内)

金沢市・民間確認機関

- ・景観適合通知
- ・地区計画届出了承通知
- ・計画認定通知
- ・建築確認通知
- ・長期優良住宅認定
又は設計住宅性能評価
+
建設住宅性能評価
- ・建築確認検査
- ・建築計画適合通知
- ・奨励金交付

【注】交付申請や工事完了届（建売）には、写真の添付が必要です。

外観（屋根、外壁各面）、植栽（樹高と樹種の分かるもの）、和室（塗壁施工の様子が分かるもの、建具、畳）

*①登記事項証明書の新築日、②検査済証の発行日、③工事完了届の工事完了日のうちもっとも早い日をいいます。

その他各種手続きに必要な規定や書類は、ホームページで要綱・要領をご確認ください。

詳しくは
こちら▶



金沢市 住宅総合ホームページ

検索

要綱・申請書類ダウンロード

住宅奨励金の対象区域を調べることができます

まちづくり支援
情報システム



金沢市 まちづくり支援情報システム をご利用ください

金沢市 まちづくり支援情報システム

検索

市民の方は、ご自分の現在のお住まいがどの区域なのかもお調べください。

正確な情報を把握するため、パソコン用サイトで検索してください。(スマートフォン専用サイトでは、⑤の敷地を囲むことができません。)

- ①まちづくり支援情報システムトップページで「都市計画関連情報」をクリックし、次画面最下部の「同意する」をクリック。



- ⑤地図上で敷地を囲むように、3点以上をクリックすると、敷地が赤く表示されます。
画面左下の「検索」をクリック。



- ②郵便番号・住所またはその一部を入力し「検索」をクリック。



- ⑥小さな「詳細情報」ウィンドウが開きます。
最下部の「印刷」をクリック。



- ③1/2500の地図が表示されます。
地図をスクロールして目標を表示したら、
画面左上の「検索」をクリック。



スクロールする
と印刷ボタン

- ⑦印刷画面に切り替わります。



- ④別の小さなウィンドウが開きます。ウィンドウ上部の「検索結果」をクリック。



地域によって、それぞれ右ページの
例のように表示が出ます。

居住誘導区域内のまちなか

例1:寺町5丁目付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	防火・準防火地域	準防火地域
高度地区	12m高度地区	集約都市関係区域(立地 適正化計画)-居住誘導 区域	居住誘導区域
集約都市関係区域(立地 適正化計画)-都市機能 誘導区域	都市機能誘導区域(都心拠点)	伝統環境保存区域	伝統的街並み区域-寺町寺院群旧館来 道周辺地区 方針・基準・届出
屋外広告物(禁止地域 等)	第1種禁止地域	照明環境形成地域	まちなか地域
夜間景観形成区域	歴史的景観保全区域	寺社風景保全区域	寺町寺院群区域
住宅支援対象区域	まちなか区域	金澤町家保全活用推進区 域	指定あり

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

まちなか以外の居住誘導区域

例2:有松4丁目付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	準住居地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	建築基準法第22条区域	指定あり
高度地区	20m高度地区	集約都市関係区域(立地 適正化計画)-居住誘導 区域	居住誘導区域
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域) 方針・基準・届出	屋外広告物(禁止地域 等)	許可地域
照明環境形成地域	流通業務地域		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

居住誘導区域内の地区計画区域

例3:鈴見町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	近隣商業地域	建ぺい率(%)	80
容積率(%)	300	建築基準法第22条区域	指定あり
地区計画区域	4.金沢市若松・鈴見地区	集約都市関係区域(立地 適正化計画)-居住誘導 区域	居住誘導区域
集約都市関係区域(立地 適正化計画)-生活拠点	生活拠点	重要広域幹線景観形成区 域	外環状道路・津幡バイパス沿道 方針・基準・届出
屋外広告物(禁止地域 等)	第6種禁止地域	照明環境形成地域	商業業務地域
宅地造成等工事規制区域	指定あり		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

地区計画区域

例4:直江東1丁目付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	建築基準法第22条区域	指定あり
地区計画区域	62.副都心北部直江地区	集約都市関係区域(立地 適正化計画)-一般居住 区域	一般居住区域
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域) 方針・基準・届出	屋外広告物(禁止地域 等)	第2種禁止地域
照明環境形成地域	住宅環境地域		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

居住誘導区域内(まちなか含む)の都心(近代的都市景観創出区域)

例5:里見町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域	建ぺい率(%)	80
容積率(%)	400	防火・準防火地域	準防火地域
高度地区	31m高度地区	駐車場整備地区	金沢市都心部地区
集約都市関係区域(立地 適正化計画)-居住誘導 区域	居住誘導区域	集約都市関係区域(立地 適正化計画)-都市機能 誘導区域	都市機能誘導区域(都心拠点)
近代的都市景観創出区域	商業業務区域-広坂・豊町地区 方針・基準・届出	屋外広告物(禁止地域 等)	第1種禁止地域
照明環境形成地域	商業業務地域	夜間景観形成地域	にぎわい景観創出区域
まちなみみ保存区域	里見町区域	住宅支援対象区域	まちなか区域
金澤町家保全活用推進区 域	指定あり		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

奨励金交付対象区域外(一般居住区域)

例6:観音堂町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	工業地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	建築基準法第22条区域	指定あり
高度地区	20m高度地区	集約都市関係区域(立地 適正化計画)-一般居住 区域	一般居住区域
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域) 方針・基準・届出	屋外広告物(禁止地域 等)	許可地域
照明環境形成地域	生産業務地域		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

奨励金交付対象区域外(市街化調整区域)

例7:普正寺町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化調整区域
建ぺい率(%)	60	容積率(%)	200
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域) 方針・基準・届出	屋外広告物(禁止地域 等)	許可地域
照明環境形成地域	自然環境地域		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

まちなかの認定マンション購入支援

住宅政策課:TEL.076-220-2333

まちなかで補助対象認定を受けたマンションを、ご自分のお住まいとして
購入する方への支援制度があります。

金沢まちなかマンション購入奨励金

まちなかの認定マンション購入支援

マンション要件

【事業者様へ】

補助対象認定マンションとするには、着工前に認定申請が必要です。

- ①区分所有される長屋建て又は共同建てのマンション(分譲住宅)であって1棟に2戸以上の住戸を有するもの
- ②登記上の住戸専用面積が55m²以上
- ③景観条例に基づく景観形成基準に適合していること
- ④敷地を緑化すること(緑被率15%以上。P.2下部参照)
- ⑤同一敷地内に戸数の70%以上の駐車場を設置すること
- ⑥住宅の品質確保の促進等に関する法律による設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価の交付、
または長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること
- ⑦住宅性能評価書の交付を受ける場合は、評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級2以上とすること
- ⑧金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例に基づくあんしんコミュニティ集合住宅の
認証を受けること(15戸以上の場合)

対象者要件

【ご購入者様へ】

下記の方が支援対象です。

- ①下記ア、イいずれかに該当する方
ア…移住者
イ…マンション転居前の現住所(※1)が、
まちなか以外の市内在住者
ただし、下記いずれかに該当する場合は
支援対象。
 - ・子育て世帯
 - ・同居
 - ・近居
- ※1 3か月以上居住する直近の住所地
- ②マンションの購入にあたり、
返済期間10年以上の借入金があること
- ③入居後、町会に加入すること



借入金額又は購入金額(建物相当額)のいずれか低い額に、下記の率を乗じた額(カッコ内限度額)

奨励金額

区域	まちなか
基本額	0.5%(10万円)
加算額	子育て世帯 2.5% (50万円) 移住者 2.5% (50万円) ※加算額の上限 4.5% (90万円)
上限額	100万円

支援の特例・加算対象の基準

子育て世帯	18歳未満の子がいる世帯
移住者	①、② 全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none">① 金沢市内に住民票を異動して3年を経過しない者、又は異動する予定である者② 金沢市内に住民票を異動する前に、市外に3年以上居住していた者
同居	親世帯・子又は孫世帯それぞれに専用居室が必要
近居	親世帯と子又は孫世帯が直線距離300m以内に居住する場合

●かなざわ空き家活用バンクもご活用ください!

詳しくは
こちら▶

空き家・空き住戸の活用支援

住宅政策課:TEL.076-220-2333

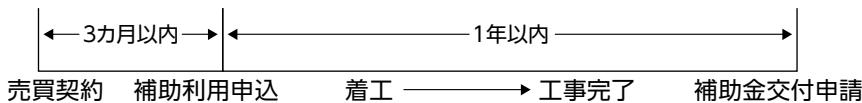
かなざわ空き家活用バンク掲載物件 内部リフォーム費補助制度



- ・自己の居住用とし、入居後は町会に加入すること
- ・店舗等併用も可能ですが、その場合、住宅部分が1/2以上であること
- ・旧耐震(昭和56年5月31日以前の物件)の場合、あわせて耐震改修が必要です(別途補助あり→P.12参照)

	対象区域	補助限度額(補助額=内部リフォーム費の1/2)
【市民向け】 金沢まちなか空き家リフォーム費補助金	まちなか	基本額50万円 + 45歳未満加算50万円
	まちなか	
	居住誘導区域	30万円
	地区計画区域等 (一般居住区域内)	20万円
	その他市街化区域	10万円

【空き家(耐震改修工事なし)の場合】



【空き家(耐震改修工事が併せて必要な場合)】



手続きについて

中古マンション

- ・自己の居住用とし、入居後は町会に加入すること

	対象区域	補助限度額(補助額=内部リフォーム費の1/2)
【市民向け】 金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金	まちなか	基本額25万円 + 45歳未満加算25万円
	まちなか	
【移住者向け】 金沢中古マンションリフォーム費補助金	居住誘導区域	10万円

※補助利用申込申請を行った年度内に、交付申請まで行う必要があります。

まちなかの空き地を活用した良質な住宅地供給を支援します。

(注) いずれの制度も、事業着手前に認定申請等の手続きが必要です。

【事業者向け】まちなか低未利用地 活用促進補助金

まちなかの狭い道路に接する500m²未満の住宅地整備に助成します。

(ただし近代的都市景観創出区域、伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域は対象外)

補助要件	①2区画以上整備するもので1区画の敷地面積は135m ² 以上。 ただし1区画のみ、100m ² を下限に135m ² 未満とする事が出来る。 ②道路後退にかかる拡幅用地は市に寄付 ③全区画に奨励金適合住宅を建築すること(補助金は全戸完成後に交付申請)	
内容	道路用地費相当額(隅切り部のみ)、道路工事費	補助率10/10
	老朽建築物の除却費	補助率1/2(限度50万円/区画)*

*防災まちづくり協定区域は限度70万円/区画

【低未利用地 ご提供者向け】まちなか空き地 活用促進奨励金

「かなざわ空き家活用バンク」に空き地を掲載し、その空き地が上記「まちなか低未利用地活用促進補助金」の対象となった場合、空き地の提供者(売り主)に土地譲渡所得の3% (限度額30万円) を助成します。

【事業者向け】まちなか住宅団地 整備費補助金

面積が500m²以上の良質な開発行為に助成します。(近代的都市景観創出区域は対象外)

補助要件	①都市計画法29条に基づく開発許可を得ていること ②避難上有効な道路が設けられること ③全区画に奨励金適合住宅を建築すること(補助金は全戸完成後に交付申請)	
内容	道路・公園等の整備費	補助率1/2
	道路・公園・緑地・調整池の用地費相当額	補助率1/2
	老朽建築物の除却費	補助率1/2(限度50万円/区画)*

公共減歩率が30%以上の場合は、各補助率は2/3となります

*防災まちづくり協定区域は限度70万円/区画

その他の住宅支援制度

耐震化の促進

[既存建築物耐震改修工事費等補助]

建築指導課 建物安全推進室:TEL.076-220-2059

既存建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の費用に補助します。

金沢市 耐震改修のすすめ

検索

対象

- 昭和56年5月31日以前に建築(着工)されたもの^{※1}

補助金額	構造	区分	耐震診断		耐震設計		耐震改修工事	
			補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
木造	一戸建て住宅	3/4 ^{※2}	15万円 ^{※2}	—	—	10/10 ^{※3}	250万円 ^{※3}	
	共同住宅など	3/4	15万円	2/3	23万円	2/3	60万円×住戸数	
非木造	一戸建て住宅	2/3	20万円	2/3	10万円	2/3	170万円	
	共同住宅など	2/3	200万円 ^{※4}	2/3	100万円	2/3	100万円×住戸数と1億円のいづれか低い額 ^{※4}	

※1.建築年次によらず、り災証明書が発行された木造一戸建て住宅を対象にした補助制度もあります。 ※2.高齢者、障害者手帳をお持ちの方は補助率及び限度額が割増しとなる場合があります。 ※3.過去に市の耐震設計補助を受けている場合は、別の補助率及び限度額が適用されます。 ※4.別途、国が定める㎡単価による限度額を設定しております。・木造一戸建て住宅の耐震改修工事の補助を受ける場合、耐震設計書が必要となります。・上記以外にも補助条件等がありますので、詳しくは建築指導課建物安全推進室までお問い合わせください。

[リフォーム融資(耐震改修工事)]

住宅金融支援機構お客さまコールセンター:TEL.0120-0860-35

耐震性を高める工事(次のいづれかの工事)を行うときに融資します。耐震改修工事と併せて行う、他の工事(例:外壁塗装や水回り工事)の費用についても融資対象となります。

対象

- ①「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく認定を受けた耐震改修計画に従って行う耐震改修工事
- ②住宅金融支援機構が定める耐震性に関する基準等に適合するよう行う耐震補強工事

融資限度額 1,500万円

(10万円以上、1万円単位)

※住宅部分の工事費が上限となります。

※満60歳以上の方向けの制度があります。詳しくはP.13をご覧ください。

※詳しくはwww.jhf.go.jpにてご確認ください。

詳しくは
こちら▶

空き家の活用

[シェアハウス再生空き家活用事業]

建築指導課 空き家活用室:TEL.076-220-2136

学生を対象としたシェアハウスとして空き家を活用する際に必要な費用を支援します。

対象区域

- 居住誘導区域または防災まちづくり協定区域

対象者

- 空き家所有者、運営管理事業者

補助金額

- 建物改修費 補助率2/3 限度額100万円
- 動産処分費補助 補助率1/2 限度額10万円

詳しくは
こちら▶

地元産材の活用

[木のある暮らしづくり奨励事業]

森林再生課:TEL.076-220-2217

●個人住宅の新築、増改築、購入

対象地域

- ・市内全域

補助金額

- ・金沢産すぎ柱1本につき2,800円

・限度額25万円

〔・金沢産の木材を加工した内装材及び外装材を10m³以上使用する場合、上乗せ補助あり
・限度額5万円〕

基 準

- ・金沢産すぎ柱を50本以上使用する
(10.5cm正角以上で長さ3m以上)

●木塀の設置

対象地域

・伝統環境保存区域、伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域を除く市内全域

補助金額

- ・金沢産の木材を加工した木塀1m³につき5,000円

・限度額15万円

基 準

- ・金沢産の木材10m³以上使用する

詳しくは
こちら▶



高齢者等に対する支援

[介護保険による住宅改修費の支給]

介護保険課:TEL.076-220-2264

要支援・要介護者が在宅で生活できるよう、住宅の改修費を支給します。(改修工事前に申請が必要です)

詳しくは
こちら▶



対象者

- ・介護保険制度で要支援、要介護と認定された方で市内に居住する方

※一定以上の所得者は改修工事費の8割もしくは7割が給付額となります。

給付額*

- ・利用限度額20万円(工事費の9割)

例 1割負担の場合 保険給付額……18万円
自己負担額……2万円

[要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成]

介護保険課:TEL.076-220-2264

要支援・要介護・障害のある方が自宅で生活できるよう、住宅の改修費を補助します。(改修工事前に申請が必要です)

詳しくは
こちら▶



対象者

- ・介護保険制度で要支援、要介護と認定された方で市内に居住する方
- ・重度身体障害者日常生活用具給付事業の対象者で市内に居住する方

補助金額*

- ・浴室、トイレ等の改修費
生活保護世帯補助率 100% ……限度額100万円
非課税世帯補助率 90% ……限度額70万円
所得税額5万円以下の世帯補助率 70% ……限度額50万円

※介護保険制度や重度身体障害者日常生活用具給付事業による住宅改修の制度を利用する場合、又は既に利用した場合は、それらの制度による給付額を控除した額となります。

[リフォーム融資(高齢者向け返済特例)] 住宅金融支援機構お客さまセンター:TEL.0120-0860-35

満60歳以上の方が次のいずれかの工事を行うときに融資します。それらと併せて行う、
その他の工事(例:外壁塗装や水回り工事)の費用についても融資対象となります。

詳しくは
こちら▶



対 象

- ①部分的バリアフリー工事 ②ヒートショック対策工事 ③耐震改修工事

返済方法(返済特例)

- ・毎月のお支払いは利息のみ
- ・借入金の元金はお亡くなりになられた時に一括返済

融資限度額

各コース、次の(1)または(2)のいずれか低い額(10万円以上、1万円単位)

■「保証ありコース」の場合

(1)1,500万円* (2)機関が承認している保証機関が保証する限度額

■「保証なしコース」の場合

(1)1,500万円* (2)機関による担保評価額(建物と土地の担保評価額の合計額)

*住宅部分の工事費が上限となります。

里山地域での住宅支援

[里山地域における分家住宅等建築奨励金制度]

農業水産振興課:TEL.076-220-2214

里山地域における農業振興及び集落の活性化のため、戸建て住宅の新築又は購入に対し、奨励金を交付します。

詳しくは
こちら▶ 

対象者	対象地域	補助金額
①農家の分家世帯員	・里山地域	基本額: 借入金の0.5% (限度額10万円)
②新規就農者	(対象地域については お問い合わせください)	加算額: ④5歳未満…借入金の1.5% (限度額30万円) ・子育て世帯(18歳未満の子がいる世帯)…借入金の1.5% (限度額30万円) ・移住者…借入金の1.5% (限度額30万円)
③伝統工芸従事者		加算限度額: 3.0% (限度額60万円)

金澤町家等の保全・活用

[金澤町家再生活用事業]

金澤町家情報館:TEL.076-208-3231

昭和25年以前に建築された金澤町家の修復に補助します。

詳しくは
こちら▶ 

対象	・金澤町家保全活用推進区域の一部の金澤町家(対象地区についてはお問い合わせください) ・特定金澤町家
----	---

①伝統的外観の修復工事、内部・内装改修工事

補助金額	・対象工事費の1/2 限度額150万円 (店舗等は250万円、旅館業法で規定された宿泊施設は300万円) ・防災構造補強工事1/2 限度額250万円 ・UJIターン世帯への加算 加算額50万円 ・職人大学校修了資格者を活用した際の加算あり (対象工事、UJIターン加算、特定金澤町家、職大加算についてはお問い合わせください)
------	---

②伝統構法で建築された建築物の耐震診断・設計

補助金額	・耐震診断3/4 限度額30万円 ・耐震設計2/3 限度額20万円
------	--

[こまちなみ保存修景事業]

歴史都市推進課:TEL.076-220-2208

伝統的外観の修景や修復工事、内部・内装改修工事、外構工事及び設計費に補助します。

詳しくは
こちら▶ 

対象区域	・こまちなみ保存区域(9区域)、 こまちなみ保存協定認定区域 (対象地区についてはお問い合わせください)
------	--

基準	・各区域で定める修景基準
----	--------------

補助金額	・対象工事の70% ・設計費の30% ・職人大学校修了資格者を活用した際の加算あり (対象工事、限度額、職大加算についてはお問い合わせください)
------	---

環境対策

創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助
ゼロカーボンシティ推進課:TEL.076-220-2507

詳しくは
こちら▶



- ・創・省エネ設備の一体的導入
(住宅用太陽光発電システム・HEMS) 50,000円
- ・住宅用蓄電システム 100,000円
- ・住宅用高効率エネルギー設備
※都市ガス・LPガスを燃料とするもの
50,000円(燃料電池システム)
40,000円(ハイブリッド給湯器)
- ・住宅用断熱窓 ※既存住宅に限る【限度額:50,000円】
- ・木質ペレットストーブ 【限度額:500,000円】(補助率5/6)

生ごみ処理機器購入費補助
ごみ減量推進課:TEL.076-220-2302

- ・生ごみ処理機購入費の1/2
【限度額:40,000円】(ディスポーザーを除く)

屋上等緑化助成制度
緑と花の課:TEL.076-220-2356

- ・屋上緑化及び壁面緑化
植栽経費、植栽基盤造成経費等緑化に関する経費の1/2
総限度額50万円、1m当たりの限度額5万円(壁面緑化は5千円)
金沢市中心市街地活性化基本計画における中心市街地内の民間建築物を対象

水洗便所改造資金貸付制度
お客さまサービス課:TEL.076-220-2771

- ・公共下水道に直結するために便所を改造する資金を
無利子で融資【限度額:70万円】

雨水貯留施設等設置費補助制度
河川水防課:TEL.076-220-2341

- ・雨水貯留施設等設置費の2/3
・雨水貯留槽 【限度額:20,000円~80,000円】
・浄化槽転用雨水貯留槽 【限度額:80,000円】
・雨水浸透ます【限度額:18,000円~35,000円】

【グリーンリフォームローン】
住宅金融支援機構
お客さまコールセンター:TEL.0120-0860-35

- ・断熱改修工事または省エネ設備設置工事を含む
リフォームが融資の対象
融資額は、最大500万円(10万円以上、1万円単位)
でリフォーム工事費が上限

詳しくは
こちら▶



その他

危険ブロック塀除却補助
建築指導課 建物安全推進室:TEL.076-220-2059

道路に面するブロック塀等の除却

- ・通学路・避難路^{(*)1}:1mにつき7,000円【限度額:20万円】
 - ・その他 :1mにつき3,500円【限度額:10万円】
- (*)1 第1次、第2次緊急輸送道路に限る

まちなみの修景に関する補助(各々対象区域・条件あり)
景観政策課:TEL.076-220-2364

- ・土塀の修復70%【限度額:200万円】
- ・竹垣、土・板塀の設置 70%【限度額:50万円】
- ・生け垣の整備70%又は25%【限度額:50万円又は20万円】
- ・高木の植栽70%【限度額:30万円】
- ・屋根、外壁の修景50%【限度額:50万円】

がけ地防災工事費等補助
がけ地対策室:
TEL.076-220-2612

※詳細については、がけ地対策室まで
お問い合わせください。

- こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ地等の防災工事費等に補助

・防災工事	居室のある建築物に隣接するがけ地補助率1/2【限度額600万円】
	市管理の公共施設に隣接するがけ地補助率3/4【限度額 なし】
・抑制工事	居室のある建築物に隣接するがけ地補助率1/2【限度額240万円】
	市管理の公共施設に隣接するがけ地補助率3/4【限度額360万円】
・応急防災工事	居室のある建築物に隣接するがけ地補助率1/2【限度額 60万円】
	市管理の公共施設に隣接するがけ地補助率3/4【限度額 90万円】
・工事設計	居室のある建築物に隣接するがけ地補助率1/2【限度額 75万円】
	市管理の公共施設に隣接するがけ地補助率3/4【限度額100万円】
・地盤調査補助率3/4【限度額100万円】

新築記念高木植栽助成制度
(公財)金沢市スポーツ事業団:TEL.076-247-9018

- ・住宅・事業所等を新築し、高木(3.0m以上)
植栽工事を行うときに3万円の助成

詳しくは
こちら▶



各種奨励金と国の補助金等との併用については、各申請窓口にご確認ください。

金沢市都市整備局 住宅政策課

金沢市広坂1丁目1番1号 [TEL] 076-220-2333 [FAX] 076-261-3366

●住宅総合HP <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagisu/jutakuseisakuka/gyomuanai/1/8614.html> [E-mail] jyuutaku@city.kanazawa.lg.jp